就労移行支援事業所管理者 様

横浜市健康福祉局障害支援課長 障害企画課長

就労定着支援体制加算の廃止について(通知)

日頃から本市の障害福祉施策の推進に格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 30 年度制度改正等により、就労定着支援が新たに創設されたことに伴い、就労定着支援体制加算については、廃止の決定がなされておりましたが、平成 29 年度までに開設された就労移行支援事業所において一定の実績のある事業所については、新サービスである就労定着支援の利用者への説明等や新たな支給決定事務を考慮し、平成 30 年 9 月 30 日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算の算定が可能となっておりました。

この度、標記加算については9月末をもって、廃止となりましたので、請求事務の際は御留意くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回の廃止に伴う体制届の提出は不要です。

就労定着支援体制加算に係る変更点

平成 30 年 4 月 ~ 9 月まで	平成 30 年 10 月~
一般就労への移行後、6カ月以上、12 か月以上	
又は 24 か月雇用されている者又は雇用されてい	
た者が前年度において利用定員の一定割合であ	廃止
る場合に算定可 (平成 30 年 9 月サービス提供分	
まで)。	

以上

お問い合わせ先

横浜市健康福祉局障害福祉部 ○加算の算定、請求に関すること 障害支援課事業支援係

TEL: 045-671-3607

○体制届に関すること

障害企画課企画調整係

TEL: 045-671-3601